

設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

第四条でありますが、第四条は「接収地の借地権者の借地権優先受権」を認めた規定でございます。「第

四、土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗すること

のできない借地権及び臨時設備その他の
一時使用のために設定されたことの明
らかな借地権を除く。の存する場合に
は、その借地権者（借地権者が更に借
地権を設定した場合には、その借地権

の設定を受けた者」に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けること

かである。2、土地が吸収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつ

てこの流弊施行の日までにその土地について權利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備を

の借地権使用のために設定されたことの借地権使用のために設定されたこととの間には、その借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内、にその者の間には、その借地権を除く。の存する場合に、その借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内、にその者の

の有する借地権の譲渡の申出することによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。」3、前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八

項並びに第九條の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九條中「この法律の施行の日」とあるのは

「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日）」と読み替えるものとする。」

第五条は、**借地権譲渡の場合の賃借人の承諾が規定された規定**でございまして、以上四条までは**本法律の骨子**でございまして、**第五条以下は事実の例**にすぎない、並びに適用条項だけで

ございますので、村専門員にかわつて御説明をお願いしたいと存じます。

○衆議員専門員（村教三君）　ただいま古屋委員から第四条までの説明がございました。この法案の重要性から申し

ますと、**第三条**に一切の条項が盛り
れているわけでございまして、**第三条**
第一項がこの法案の骨子だと思つてお
ります。**第五条**以下はいずれも権限地
の借地借家法案の中にあります条項を

特別この法案だけに書いてある事柄ではないのでございます。で第五条の債権譲渡の場合の賃貸人の承諾、これは擬制したものでございますが、

これも罹災地の借地借家法に出ており
まするので、そういう程度で御了承を
願いたいと思います。

それから第六条の土地使用を始めない
場合の解任権、これも罹災地の法案

に出ておりまして、このような条項がございます。

第七条の賃貸人及び譲渡人の先取特権の方もこの通りございまして、賃借料につきまして先取特権を設定して、

もっぱら地主の人々の立場というものを考慮したものでございます。

抗力、第九條接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求、これらもいづれも罹災地の方にございまして、ただ、期間の設定の仕方は二年とかいうような期間につきましては、多少この法案

らしく期間を変更しておりますが、
 こういう条文を置いた建前は、罹災地
 の場合と同様でございます。
 それから第十条の借地権の催告によ
 る消滅、借地権が消滅するわけでござ

いまして、六カ月以内にこの優先借受権を申し出ないというと、すべて借地権が消滅してしまうのでありまして、この法案を施行しましても六カ月の間黙っておりますと、一切の借地権は

それからこの十二条が多少異論もあり、かつまた変った規定でございまして、かつまた変った規定でございまして、例がございまして、

て、この条文は疎開地の場合にも適用される、つまり最初強制疎開を命ぜられまして、それならばこの法案がかぶつてこないのではありませんが、のちに接収をされた、そこでこの接収地と

して、一見取扱いのことになったようにして、この場合にも土地の優先賃借権が及ぶ、この点は条文の解釈ということもございしますが、むしろ私どもは政策の立場からきておるものでございまして、社会政策的見地から立ちますなら

ばこのような立場も可能であり、また意味があるものであると思つております。それから反対の立場に立ちますと、これはない方がいい、こういう議論も出てくるのでありまして、私は結

局は憲法上の解釈の問題ではなくて、むしろ政策的な考慮によって判定すべきものであると思つております。

それから十三条、十四条の場合は、建物の場合でありまして、建物は、この法案によりましては、原則として保護されておりませんのです。つまり期間が過ぎてしまった場合におきまして

は、優先借受権がないのでありまして、ただ期間が引き続き二十年も二十年も賃貸借期間が続いておる、こういう場合に、換収によつて占有を喪失したというわずかの場合の規定といた

しまして、建物に十三条の保護があるだけでありまして、正常の多くの例から考えますと、借地のこれは臨時処理法であつて、借家の臨時処理法として、はなはだ不完全なものだと

あと十六条の賃借権の設定による損失の補償、これなどは土地の所有者のためにも、幾ばくかの補償が可能であるようにという所有者のための規定で思っております。

それから十七条以下は裁判の方の關係でございまして、裁判所にやはり罹災地の場合に鑑定委員会というのを置いて、ここでいろいろな状況の相談と

か仕事をしておりますので、この鑑定
委員会を活用しまして、できるだけ協
議が円滑に整うようにしたい、こうい
う趣旨で十七条、十八条ずつと十九
条、二十条あたりを設けたものでござ
います。

それであとの条項は大体罹災地の法律にございますので、その程度で御了承願ひまして、最後に二十四条には公告というのがございまして、これは新しい規定でございます。二十四条に

は、「調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報をもってその

旨を公告しなければならぬ。」「公告は、これを掲載した官報の発行の日の翌日にしたものとみなす。」とありまして、この前までの法案では、官報又は新聞紙をもつてといったような規定が

ありましたが、新聞紙でありますと、調達庁でやはり予算が多少要る形になりました、この際予算は一切議員立法でありますから、関係のないことによつたというわけで官報にいたしましたし

た。つまり予算は全く要らない、こういう建前でございます、大体このようない工合に御了承願いたいと思っております。

なお、衆議院におきましても、逐条

審議の説明は、特に特別費用を意図したわけではございませんので、皆様方にも、参議院の方へ提出できないのは、はなはだ申しわけない次第であります。が、衆議院においても作らなかつた

の御質疑は、提案者が何か衆議院等での非難に注意し、いさめようとするから、後日たいと思ひます。

以上で終ります。

○委員長(成瀬彌治君) 本案に対して

回すことにいたしました。次に、本案に対する政府の見解を伺いたいと思います。

○政府委員（小泉純也君） ただいま議題となっております。換収不動座に関する

する借地借家臨時処理法案につきまして、法務当局の見解を明らかにしておきたいと思つております。

本法案は、御承知の通り前国会から衆議院に議員立法として提出をせられ、前回は衆議院が通過いたしました。参議院に回付され、解散等の事情によつてそのまゝとなつておつた法律案を、また今度の国会に引き続いて提出をされまして、御承知のような、衆議院で可決されて参議院に回付に相なつたのでございます。その前から法務当局はこの議員立法を非常に重視しまして、たびたび省議によつていろいろと研究を重ねておつたのでございますが、いよいよ今国会においても衆議院において提出になるといふ事実が明らかになつたことによりまして、事務当局は、事の重大性にかんがみまして今まで試みなかつた異例の措置をとつたのでございます。それは、閣議決定によりまして特に重大なる法律案についての意見はあらかじめ官房長官まで申し出よという趣旨にのっとりまして、岸本法務事務次官が七月二十日に根本官房長官を訪問いたしまして、書面をもつて反対の意思表示をいたしましたのでございます。今委員長から政府の見解を求められましたので、この事務官から官房長官に提出いたしました意見書をば読み上げさせていただきます。政府の見解にかえさしていただきたいと存じます。

「接収不動産に関する借地借家臨時処理法案」について

表記の法律案は、以下述べる理由により、正義と衡平に反し、きわめて当を得ない立法であると考へられる。

第一 法律案の要旨

本法律案の骨子は次の二点に要約することが出来る。

第一点 終戦後連合軍占領軍のために土地又は建物の接収が行われた当時借地人又は借家人であつた者で、接収のために借地又は借家法による権利の行使が妨げられた結果、借地権又は借家権を失ひ、あるいはこれらの権利を第三者に對抗することができなくなつたものが有ると考えられる。本法律案は、このように接収のために不利益を被つた借地人又は借家人に対し優先的に借地権又は借家権を取得する機会を与え、又はこれらの者のために借地権の存続期間を延長し、また登記や引渡を要しないでこれらの者の有する借地権や借家権に第三者の対抗力を与えようとするものである（第三條から第十一條まで、及び第十三條）。

第二点 戦時中防空法による強制疎開が行われた土地で終戦後接収の対象となつたものがあるが、これらの土地については強制疎開当時の借地人は終戦後も事実上これに復帰することができなかった。本法律案は、これら強制疎開当時の借地人に対しその土地について優先的に借地権を取得する機会を与えようとするものである（第十二條）。

第二 右に対する意見

一 本法律案中、前記第一点に該当する事例はきわめて稀有であつて、この点に関する本法律案の各規定は実際上殆んどその適用がある場合を予想し得ない。のみならず、もし仮にその適用を見る場合があるとするれば、土地又は建物の現所有者その他の権利者に不測の損害を与え、甚だしく不公平な結果を招き、また、不動産取引の安全を著しく害することにもなる。

二 本法律案中、前記第二点、事実上強制疎開当時における借地人の借地権の復活を図るものであつて、第一点が殆んど有名無実であるのに反し、本法律案の生命をなすものであるが、次の理由によりきわめて妥當を欠く。

1 これらの借地人は、強制疎開の際、当時としては相當の補償を受け、その借地権は当時すでに完全に消滅してゐるのであつていまさらこれが復活を図ることとは全く合理的根拠を欠く。

2 もしこれらのすでに消滅した借地権を復活させるとすれば、当該土地について適法に所有権、賃借権、抵当権その他の権利を取得した第三者に不測の損害を与え、結局これらの善良な第三者の重大な犠牲において旧借地人に不当な利得をさせる結果となり、著しく正義と衡平に反する。

3 罹災都市借地借家臨時処理法第九條は、一見本法律案第十二條と趣旨を同じくするかのようであるが、前者は終戦直後の経済的混乱の時機における特殊事情下の異例の恩恵的措置であつて、当時としては右2に述べたような不都合を生ずるおそれもなく、当時の立法としては必ずしも不当とはいへないのであるが、終戦後すでに相當期間を経過し、経済事情の一変した今日、同様の立法することはきわめて不当である。

4 強制疎開地の旧借地人で、旧借地に復讐できなかったのはひとりの接収の対象となつた土地の借地人だけに限られない。しかるにひとり接収の対象となつた土地の借地人のみにつてその旧借地権の復活を認めることは、この点においても著しく公平を欠く。

右申し述べましたのが、法務当局の見解として岸本次官から根本官房長官に書類をもつて反対の意見を陳述した要旨そのまゝをここに読み上げさせていただきます。本法律案に対する法務当局の見解は、反対であるということに御了承をいただきたいのでございます。

なお、今日まで議員立法に対してこういう措置をとつたことはきわめてまれでございまして、幾多の議員立法の中におきましても、ただいま議題となつております本法案については、法務当局としてはいまだかつてないような異常な関心を払いまして、事の重大に当参議院の審議の経過を憂慮しながら見守つておられる実情でございまして、なおまた裁判所方面におきましても、この法律案の重大性にかんがみまして、大きなショックを与えられまして、いろいろと部内において協議いたしておるといふことも連絡がございまして、何とぞ当局の見解を、御了承をいただきたいと存じます。

○鈴木幸弘君 今のに関連しまして、衆議院の法務委員会で審議される場合に、やはりきょう政務次官が述べられましたような政府の見解をはつきり委員会においてなされたものでしょうか。

○政府委員（小泉純也君） お答え申し上げます。衆議院の委員会におきましては、やはり法務当局の見解を求めるといふことで、大臣が都合が悪くて、私が参りまして、ただいま申し上げましたと同じ趣旨をば申し上げまして、見解を明らかにいたしておきました。なお、それにつきまして、衆議院においては、法務大臣はかつては法務委員、法務委員長としてこの案に賛成であつたのでありますが、今日はどうかという質問が、今日もございまして、これを参考のために申し上げておきますが、大臣は前は議員として御賛成であつたことは私も承知しておりますが、法務大臣に就任されて、ことに最近この問題が法務当局の重大な問題となつて協議を重ねるにつぎましては、大臣も事務当局の見解に同調をされて、この意見書を出すについて大臣の決意を求めて、根本官房長官に意見を申し出たのでありますから、今日の大臣の立場は事務当局と同じように反対である。また私は岸本次官を大臣が呼ばれて、今までは自分は賛成の一人であつたけれども、事務当局の意見と全く見解を同じくするから、この問題の取扱いは、あげて政務次官と事務次官で適当に委員会等処理してもらいたいという御依頼があつたといふことを、私から率直に申し述べたような次第であります。

○中山福藏君 私もその点についてちよつとお伺いしておきますが、大体

政党内閣制をとつておる今日の日本の
実情では現状では結局これが衆議院で
全会一致で通つたというのを承わつ
ておるのですが、これは民主党全部が
政府の意思に反して、いわゆる大臣の
意思に反して全会一致の行動をとられ
たのですか。そこはどうなつておりま
すか。

○政府委員(小泉純也君) こういうこ
とも御審議の参考に卒直に申し上げた
方がよいと存じますので、申し述べさ
していただきますが、当初の民主党
の政調会においてはこれに賛成をされ
る議員の要請がございまして、再三に
わたつて政務調査会を開催をせられ、
民事局長と私が一緒に参りまして、
当局の見解を明らかにしていろいろ会
議を重ねていただいたのであります。

最終においては清瀬政調会長が党とし
てはこれは不適当である、提案をしよ
うという議員に提案を思ひとどまらせ
ようということになりまして、民主党
としては一応政調会では議員提案をば
阻止するということに相なつて、党内
においてはこの問題は片づいたと、私
どもも実は安心をいたしておつたので
あります。ところが、他党から突如として衆
議院の法務委員会に提案をされ、総務
会等でも議論がありまして、私も意見
を申し上げまして党として与党の立場
においてこういう法案に賛成でないとい
うことを申し述べて、二、三の幹部
の方、清瀬政調会長を初め了承されて
おつたのであります。どうしたもので
か委員会が一気に可決いたしましたる
や、委員会が全会一致で可決したもの
をば、民主党だけが反対の態度をとる
わけにはいなくなつたと、積極的に
賛成ではないけれども、やむを得ない

ので認めざるを得なくなつたという
ような、清瀬政調会長から私にお話が
あつたくらいでございまして、率直に申
上げますと、民主党としては政府
の意見に反して不本意ではあるが委員
会が全会一致であるから、他党に対す
る考え方もあつて、積極的な反対をす
るわけにいかず、するすると引きずら
れて、本会議も一気に可決になつたと
いうのが実情でございまして。

○中山福蔵君 これは政務次官のお立
場まことに私よく了解するわけでござ
います。結局民主党は反対だけれど
も、仕方なくするすると投票したとい
うことになりまして、ただいまの政
務次官の御説明は、これは生命とい
うものではなくるのじゃないかと実は考
へるのですが、政府というものは、な
るほど民主党と離れておりますけれど
も、どうもその点が私も割り切れな
いのです。これは下手にやると参議院
だけがこの法律案について責任を負
なければならぬというやうな、重大な
はめに陥るきらいがあります。これは、私
特に念を押したわけですが、これは一
人も落後者がなかつたわけではし
ょうか。民主党が投票の場合に全部賛成の
意を表されたものでしょうか。その点
を一つだけ承わつておきたい。

○政府委員(小泉純也君) これはいつ
もやりますように、本会議は委員長報
告で起立でもなく、御異議ありません
か、異議なしで一挙に可決になつたと
いうわけでございます。別に投票も
いたしませんし、起立もいたしません
し、委員長報告の通り決するに御異議
ありませんかという議長の發議で、た
だ異議なしというふうに通つてしまつ
たというのが実情でございまして。

○一松定吉君 ちょっと伺います。こ
れがかりに法律となつたとして、こ
うのくらゐ法律の支配を受ける件数は
どのくらいある見込みですか。

○政府委員(村上朝一君) これは政府
提案ではございませんので、私の方で
調査しました資料はございせんけれ
ども、聞くところによりまして、接収
解除件数にいたしまして約六千件前後
ではないかと思ひます。六千件と申し
ますと、おそらく接収地の所有者の数
ではないかと想像いたすわけでありま
す。一人の所有者の持つております土
地については借地人は多いところは数
十人おられますので、もしこの法律案が
成立いたしますと、非訟事件手続法あ
るいは民事調停法における事件として
裁判所に現われます場合、相当の件数
になるのではないかと考えます。こと
に接収地として問題となつております
ところは繁華街とかその他、非常に旧
借地人と地主との間の対立の深刻な地
域が多いのですから、おそらく大部分
の事件は裁判所に持ち込まれるのでは
ないかというところを懸念をいたして
おる次第であります。先ほど村専門員よ
り予算は要らないという御説明がござ
いましたけれども、その点につきまし
ては裁判所当局にも予想件数を確かめ
ました上でお尋ねいただく必要がある
と、かように考えます。

○一松定吉君 これ法律となりま
す。争いになるのは、土地の値段が非
常にその後において暴騰したやうな場
所に、多くこれが行われる。そういう
やうなことに對して、件数は五、六千
件だが、影響するところは五、六千
大きく、裁判官も調停委員も家庭裁判所
の判事等、ずいぶんこれはたくさん人
を要すると思う。そういうやうな点に
ついて予算は要らぬどころか、大いに
予算をふやして員数をふやさなければ
ば、容易にこれは処理できないと思
うのですが、その点について政府当局の
意見はどうですか。

○政府委員(村上朝一君) ただいま申
し上げました通り、予想件数も私も
にはつきりつかんでおりません。六千
件というのでも大聞いたしましただけ
でございまして。さらにそれが事件として
現われます場合には、土地所有者一人
に借地人数十人というやうな場合を想
定いたしますと、裁判所の事件として
は数万件に上る可能性もあると思ひま
す。その場合に予算なしでやれるかど
うか、私も事務当局に確かめてござ
いせんので、はつきりお答えいたし
かねる次第であります。

○委員長(成瀬治君) ちょっと皆さ
んに申し上げますが、最高裁判所の関
根民事局長もお見えになつておりま
す。

○中山福蔵君 ちょっとこれは常識的
なことですからお尋ねしておきます
が、まず参議院でこれを否決したとし
て、衆議院に差し戻される場合は、こ
れは衆議院で三分の二の投票があれば、
結局これは通るわけになります
が、そのときに民主党の方々は前に異
議なしで全部全会一致ということにな
つておるのだから、まさか反対するわ
けにはいかんと思うのですが、政府は
この点について御努力なさる御決心が
ついておりますかどうか、承
わつておきたい。

○政府委員(小泉純也君) この問題に
ついては内閣や大臣ともまだ御相談申
し上げておりませんが、ただ私の政治
的経験からの率直な考え方を申し上げ
ますと、全会一致で形は通りました
ものの、現在においても民主党内にお
いても自由党内においてもこれは大へ
んな問題であると憂慮しておられる有
力な議員が事実たくさんございまして
またそういう方々は参議院の良識に期
待をされているやうなことを承わ
つておるのでございまして、形は全会
一致で通りましたものの、民主党内
においても自由党内においても相当この
法案については現在なお問題となつて
おるのでございまして、参議院にお
いては御審議の上さやうなことに相なり
ますれば、かつて全会一致で通したから
というやうなことにとられぬこと、自
由党内においても相当党内においても
と慎重審議が尽くされて、何らかの
決定が見られるのではないかと私は想
定をいたしたのでございまして。

○委員長(成瀬治君) 私からお尋ね
しておきたいと思ひますが、御承知の
接収不動産に関する借地借家臨時処理
法案が今議題になつておるわけであり
ますが、この法案が通過した場合はと
申しますか、この法案に對する一つ御見
解とそれから予算関係が一応提案者の
方から考へておらないというやうな見
解が述べられておりますが、予想件数
にからんで予算措置というものはどん
なものであるかというやうなことに
ついて一つ御見解を承わりたい。

○説明員(關根小彌君) この接収不動
産に關する臨時処理法案自体のこ
とにつきましては、衆議院の通過が非
常に早かつたために、深くまだ細部の
検討をいたしておりませんが、もしこ
の法案が通るといいますと、かな

る経験からの率直な考え方を申し上げ
ますと、全会一致で形は通りました
ものの、現在においても民主党内にお
いても自由党内においてもこれは大へ
んな問題であると憂慮しておられる有
力な議員が事実たくさんございまして
またそういう方々は参議院の良識に期
待をされているやうなことを承わ
つておるのでございまして、形は全会
一致で通りましたものの、民主党内
においても自由党内においても相当この
法案については現在なお問題となつて
おるのでございまして、参議院にお
いては御審議の上さやうなことに相なり
ますれば、かつて全会一致で通したから
というやうなことにとられぬこと、自
由党内においても相当党内においても
と慎重審議が尽くされて、何らかの
決定が見られるのではないかと私は想
定をいたしたのでございまして。

り複雑きわまる事件が裁判所に出てくるのじゃないか、それで実はそうなりますと事件数その他につきましてももう少し深い検討を要する。漏れ聞いたところでは接収解除になります、あるいはなりました建物なり土地なりにつきましての件数が約六千件ばかりあると聞いておりますが、もしその接収解除になりました土地につきまして、さらにその土地の上に数十人くらいの借地人がいるというようなことになりましますと、事件はさらにかなりたくさんさんの件数が予想されることになりまします。そうなりましますとわれわれの方といたしましても予算面の措置を相当講じた上でないと、事件の処理につきまして保証できるということをし上げることができない。もう少し資料をいただいた上で予算面の検討をさせていただきたいと、こう考えております。

○赤松常子君 私聞き間違ひだったでしょうか、さっきこの法案に対する法務省当局の御見解の中で反対の理由の一つに、この法律ができてからもこれを適用する場合が少いからという理由が、由がちょっとあったと思うのですが、私の聞き間違ひでございましょうか、その反対の理由にそういうことをあげておいでになって、そうして今何うと六千件以上というふうなことで、そこが少し腑に落ちないのでございまして、反対の理由のところをもう少し詳しくおっしゃって下さい。

○政府委員(村上前一君) 先ほど政務次官の説明の中にありました實際上適用ある場合を多く予想できないとありますのは、要旨として申し上げました第一点すなわち接収の際借地権を持つて

ていてそれが接収のために借地権を失ったという場合はきわめて少いであらうという趣旨でございまして、第二点のしかもこの法案の生命をなすものであると申し上げました強制疎開の場合の件数、これは相当多いように聞いております。もし六千件前後あるといふたしますと、その大部分はこれに該当するのではないかと、かように考えております。なお六千件と申しますのは、接収解除になり、また今後接収解除になる件数でありまして、裁判所へ将来訴訟事件手続法あるいは民事調停法によつて持ち込まれます件数は、あるいはそれよりも多いあるいは少ない、必ずしもこの接収解除件数とは一致しない、かように考えます。

○赤松常子君 私ほんとうにしろうとで、あまりよくわからないのでございませうけれども、この法律がございませうばそういう問題が起る起きるわけでございます。この法律の適用がそういうふうになくさん事実が発生するということになるのでございませうね。

○政府委員(村上前一君) 御承知のように東京都市におきまして現にモーター・プールその他で駐留軍が使つております土地がたぐさんございまして、これらが接収解除になりますと、その土地が戦争中の強制疎開の土地であります場合には、疎開当時の借地人から現在の土地所有者に対して賃借の申し入れをし、その借地条件その他が折り合ひまじんと、裁判所へ持ち込まれるわけで、相当数出るのはないかと考えております。

○赤松常子君 そうすると事実上そういう問題が起るという事になりましますと、この場合予想し得ないという

こととはどういふ違いがあるのでございませうか。

○政府委員(村上前一君) その点は先ほど申し上げましたように、第一点と第二点の違いでございまして、第一点の方はあまり多くないであらう。と申しますのは、第一点はこの法案の三条、四条に当るものでございまして、まず接収によつて借地権が消滅する場合といふのはどういふ場合かと申しますと、接収中借地権の存続期間が満了してしまつて、普通ならば引き続き使用しておりました、所有者が異議を申しませんと法定更新と申しまして、さらに借地権が續いていくわけでありまして、接収中であるために法定更新ができませんというふうな場合、それから借地権があつたのであります、地上に建物を持つておりまじんと、また借地権の登記もしてありまじんと、土地所有者がかわつたために借地権をもつて新しい土地所有者に対抗できないやうに土地の借地権をもつて第三者に對抗するためには、借地権の登記があるか、あるいは借地の地上にある建物について所有権の登記があるか、いずれにしても登記がなければ対抗できないことになっております。接収の際には、建物があつて、登記があつたけれども、その後駐留軍の都合によつて除却され、あるいは火災によつて焼けてしまつた、それにかゝる建物建てることのできないでいる間に、所有者が變つたというやうな場合には、新しい所有者に対して借地権をもつて対抗できなくなるわけでございますが、今申し上げましたやうに、法定更新ができません場合、あるいは借地権が対抗

できなくなつた場合といふのは、これは現実に調査いたしましたわけでございますので、前者が何件くらい、後者が何件くらいといふことは申し上げかねるのでございまして、この条文の書き方で相当しほつてございまして、それに該当する場合はあまり多くはなからうと、かように考えております。

○中山福藏君 政府に一つお願ひするのですが、ただいま大體の政府の意向はよくわかりました。この場合、たとへば仄聞するところによると、目下六千件のトラブルが起るといふやうなことに、またそれを土台として組まれる予算ですね。そういうことについての御見解並びに資料といふものを、簡単にいいですから、一つ相當の時期に下さることはできないでしょうか、それだけお願ひしておきます。

○政府委員(村上前一君) おそらく提案者の側である程度の件数は想定しておられるのじゃないかと存じますが、私どもの方でも、お求めがあまりすくば、調査片その他と協議いたしまして、今後予想される、あるいはすでに解除された件数、その上の借地人の数、あるいは借地人の数等がわかりましたならば申し上げたい、かように存じます。

○中山福藏君 それはいゝゆるこの法案を出して、ぜひともこれを通過させたいという希望に沿つた証拠が、必ず提案者から私どもに交付されると思ひます。従つて政府は政府の意向として、防衛策と申しますか、あるいはそれに對抗する、いゝゆるすべての材料といふものを一応お示し願わんと、比較対照できないのです。だからその点について特にお願ひしておきます。

○市川房枝君 今中山委員からお話もありましたけれども、提案者の方から資料、これによつて起き得ると想定される件数といひますか、そういうことについての資料といふものは参つておりまじんとしうか。

○委員(成瀬權治君) お答えいたしますが、まだ参つておりまじんと。

○市川房枝君 そういふものをやはりいただきたいと思ひます。

○政府委員(村上前一君) 先ほど中山委員からお話のございました資料は、できるだけ集めることに努力いたします。ただ接収解除の件数等は、比較的簡単に調査がつくと思ひますが、たとえば戦争中の強制疎開の當時に借地人が何人あつたか、どこかの疎開の場合に、土地がどれくらい面積で借地人が何人あつたかといふやうなことは、果して現在資料が手に入りますかどうか、はなはだ疑問に存じておりますが、できるだけ調査いたしてみたいと思ひます。

○細木幸弘君 関連して、今の調査です、全部の件数がどうか、なかなかむずかしいと思ひますけれども、私の方にわかりやすいやうな、東京近くでも例があると思ひますが、具体的にどここの場所どういふことがわかりましたら一つ、例示的なものでございませうが、それはできるのじゃないですか。

○中山福藏君 私特にお願ひしておきたいのですが、これは法務大臣がつかつて法務委員会を衆議院でしておられたそのときには賛成であつたけれども、現在反対になつた、その氣持の変わり方が、よほどそこに、國家の責任者として、なぜそういうふうに変らなければ

ならなかったかということ、この際この法案審議に当って、みずからここに御出席をなされて、男らしく堂々と、なぜ変らなければならぬかということ、を御説明なさるということは、われわれ委員に対して非常にこれは参考

になると思うのです。だからその気持ちの変わり方はなぜそうなったか、こういう弊害があるのだ、この法律を出せば……。それを明確にしていたく

いうことが、**政務当局**として、大臣として、当然のこれは態度でなくちやならぬと思うのです。ただお気の毒に政

務次官にはうりっぱなしでまかして、おれは法務委員のときに賛成していたのだから、顔を出すのが都合が悪いなんというのは、これは政務次官に気の毒ですよ。だから大臣みずから堂々との席に来て、なぜ変らなければならなかったか、材料を示して委員に説明な

さるのがほんとうに大臣らしい態度だ、かように考えておりますから、次回は一つぜひ法務大臣に御出席を願つて氣持の變つた説明をなさるということとがほんとうにいいのじゃないかと思ひます。政務次官がお氣の毒ですよ、こういうことは。

○劍木亭弘君　ちよつともう一つあります。この提案者の提案理由の説明の中に、政府がこの措置はすべきものである、「しかるに特別調達庁、法務省、大蔵省、東京都庁等の間に議が含まず、特別調達庁の立案いたしました連合国軍使用不勅諭に存した賃借権等保護法案も、次官会議におきまして成案を得なかつた」これは提案者が書かれておりますから事情がわかると思ひますけれども、提案者から聞くのは何ですが、政府部内の事情でございます。

が、もしその当時の事情がおわかりでございしましたら、この次でもよろしゅうございますからお調べいただきまして、どういふことが問題になっておったか、一つその当時のことを一ぺん御説明願いたい。

○政府委員(村上朝一君) 取り調べま
してお答え申し上げます。
○委員長(成瀬椿治君) 速記をとめて
下さい。

○委員長(成瀬幡治君) 速記を始め
て。暫時休憩いたします。

午後零時三十四分休憩
午後三時二十二分開会
○委員長(成瀬幡治君) 午前に引き続いて委員会を再開いたします。
まず請願を議題とし審査を行います。

速記を中止して下さい。
午後三時三十三分速記中止

午後四時四分速記開始

○委員長(成瀬幡治君) 速記を起して下さい。幼児誘拐等処罰法案を議題に供します。本案についてまず最高裁判

所の見解を伺いたいと存じます。

○説明員(江里口清雄君) 本案は主として七歳未満の幼児の略取誘拐について刑を加重したものと思われるのであります。が、略取罪については別であり、ますが、欺罔誘拐の方法による誘拐罪というのは、七歳未満の幼児についてよりもむしろ七歳以上の者について起るのが多いのではないかと思われるのであります。で、被害者が七歳未満の者についてののみ刑を加重して七歳以上の者と区別する、実質的の意義はあまり

ないのではなからうか、被害者の六歳の学童である場合それから十歳の学童である場合とこれを立法上区別する理由は乏しいのではないかというふうに思ふのであります。なおまた従来の実績から見まして、幼児に対するこの種

の犯罪というのは非常に少ない。特に現在の刑法の法定刑に間に合わないような悪質と見られるものはわが国では起った事例はないのではないかと思いたすので、裁判の実態から見まして

も、特に法定刑の短期及び長期が刑法の規定の短期及び長期が低過ぎて裁判

上困たというものは、かような集例はないのでございます。で、この案によりますと刑法の二百二十四条の法定刑の短期三月それから長期五年というのを、短期六月長期十年というふうに上げる案のようにございますが、短期の三月を六月に上げてみしても、元

来六月や八月という以下の短期自由刑は、行刑の上から疑問がありますので、刑法犯についてはあまり言渡しがたないのが普通でありますので、短期をこのように上げてみました。実益に乏しいのではなからうか、それから長期を五年から十年に上げる点も、略取

誘拐奴だけで五年以上の刑を盛る必要があるものというのは、よくよくの情状の悪いものであらうと思ふのであります。が、情状の悪いものは、略取誘拐罪のほかには脅迫罪あるいは恐喝罪、傷害罪というような別の犯罪が加わることも多いのでありまして、この場合には併合罪によって刑を加重されることとができますので、それで十分必要な刑が量定されるのではないかと、従つて五年を十年に高めるという實質的な必要性もあり認められないのではないかと。

刑法の各本条の法定刑は、当該犯罪行為に対する国家の倫理的な評価を示しておるものでありまして、一定のおのづから評価基準によって規定されておるように思われるのであります。従いま

して専門の法学家や実務家、それから一般の学識経験者によつて、長い研究の結果発表されました改正刑法法案のように全体を検討いたしまして、余體にわたつて法定刑を改訂するというの

であれば格別でございますが、あるた
またま発生した犯罪を契機として、そ

の一方には、いって置かねばならぬのは、必ずしも賛成できないように思うのであります。で、元來刑法犯、この略取誘拐罪は刑法犯でございまして、刑法に未成年者の略取誘拐罪があるのに刑法改正の方法によらないで、その一部である七歳未満の幼児につきまして

のみたやすく特別法によりまして改正をするということは、かえつて法体系を不自然に混乱させるのであつて、適當ではないというふうを考えるのであります。

それから刑法の二百二十五条の営利の目的と申しますのは、財産上の利得

を得る目的をいうのでありまして、その利得というのには被誘拐者、被略取者を利用することによって直接得られるものであることを要しまして、従つて身しろ金要求というのが刑法の二百二十五条の営利の目的に入らないといふのが通説のようであります。しかし、身のしろ金を要求した場合におきましては、恐喝罪の成立があるのでありまして、併合罪といはしまして、略取、誘拐罪それから恐喝罪、これは未遂も含めて同様でございますが、の併合罪として

十五年の処刑刑となるわけでありま
す。特別に、この身のしろ金要求の場
合を「營利の目的」と見なすというよ
うな特則を設ける必要性は一般にはな
いのではないか。ただ身のしろ金要求
の目的で略取、誘拐いたしました、身
のしろ金の要求をしないうちに逮捕さ

「身代金その他の財産上不法の利益が考えられますので、この本案の二

益を供せしめる目的をもつて、幼児を略取し又は誘拐した者は、幼児について刑去奪二百二十五条の罪で強制の目

て、刑法の二百二十五条の第三項に、また前項に同じというような形で罰法

一部改正の方法が果したいのではなからうか。と申しますのは、一番最初に申しました通り、幼児のみでなくて、七歳以上の者についてもやはり身のしろ金要求の目的で略取し、誘拐した者も同じく取り扱うというような必要性からも、刑法の一部改正でその趣旨を

挿入した方がいいのではなからうか
 こういふふうに考へるのでございま
 す。

○委員長（成瀬權治君） 本案について
 御質疑のおありの方は御発言を願いま
 す。

○中山福藏君 刑事局長のただいまの
 御意見に対して、私三、三質疑を試み
 たいと存じます。

まず第一に、刑法仮案が現在でき
 上つておるから、それによつて一般刑
 法の改正の場合に、こういう処置を

とつた方がよいじゃないかという、まあ大抵の結論であります。そこで私お尋ねするのですが、大体あなたのおっしゃった、この「営利の目的をもつて」という言葉は、牽連罪かあるいは併合罪か、いわゆる恐喝と略取との併合罪かどうか、あるいは牽連罪かどうかという事は、判例がなくお迷いになつておるはずなんです。これは、裁判所では……そこでこの仮案の四百二十六条というところをごらんになると、「人ヲ略取シ其ノ釋放ノ代價トシテ財物ヲ得タル者ハ強盜ヲ以テ論ズ」ということが仮案には出ておる、こういう苦しい立場をおとりにならなければ、これは現在手の打ちようがない場面に遭遇しておられると私は思う。これについては、たとえば住友の令嬢の誘拐事件、横濱の裁判所の下しました判決、これは併合罪で、恐喝罪と誘拐罪と併合してやつておるんです、このときもその判決の理由といふものは、窮乏な解釈をとつておられるわけなんです。そこで、営利の目的で、子供を誘拐して、身代金を要求することは、入るかどうかという事は、現在の学説の上でも非常に疑問がある。それを、改正刑法ができ上がるまで、三年、四年待つて、その空間に生じた事件をどう処理されるのか。模範あいまいたる理論をつけて、それを御処置なさるという事は、それは法律家のやることなんです。法律家というのは、仕事の上で理論的に練り回すということだつたらそれでいい。しかし私どもは生きたる社会というものを相手にしておるのです。生きたる、時間々々の、一瞬々々に起つてくる事犯をとらえて、どう社会の安寧秩序のために処

理していくかということが、私どもの考え方でなければならぬ。だからこれは法律家的に、あなたのおっしゃる理論的に全部の刑法の改正ができ上がるまで待つたら、おそらく五年かかると私は見ております。これから審議しなければならぬ、逐条審議を……。その間に、こういうことが今度の子供をさらつたような事件、あるいはリンドバーグ大佐の子供が誘拐されて、そして身のしる金を取られた上に殺殺せられた。そういうことの起つた場合は手のつけようがないのじゃないか、やはり張をつかむような理論をつけて、営利の目的でこれをやつたなら、恐喝罪と併合罪でこれを処理していつて、ほとんどわれわれの首肯に値するような判定理由のつかないという事は、われわれの悲劇だと思ひます。これは私はそういうのんきなことは、学者とかあるいは理論家の間にはこれは流行するかもしれないけれども、現在の政治を取り扱う立場にある私どもとしては、あなた方は法律をりつぱなものをお作りあげになるまでに、一応暫定的な法律をもつてこれに当面しなければならぬということが、私はわれわれのとるべき立場じゃないかと考へておるんです。あなたは理論的にそういうことを考へておるのか、あるいはまたどういふお考えでそういう御意見を提出になるのか承わりたいと思ひますが、大体この私の出しておきます、提案の法律案をごらん下さると、これは特例なんです。刑に對する特例の法律案なんです、そこで現在この二百二十四条の略取、誘拐というものは三月以上五年以下になつておりますね、これを六月以上十

年以下にする、あるいは二百二十五条の営利誘拐罪というのは一年以上十年以下となつておるのを一年以上十年懲役、これは諸外国、フランスでもあるいはアメリカでも、スイスでも、チェコスロバキヤでも、すべての立法例をごらんになると、日本よりも重いというのをよく御検討になれば、そういうふうなしつたれた私は御意見は出てこないのじゃないかと思ひます。がどんなものでしょう。ただ理論的とか何んとかいうのじゃなくて、現在起るためにどうすればいいか、これを私どもは論じておるわけです。それらについての御答弁をわすれたいと思ひます。

○説明員（江里口清雄君） 身のしる金を要求したという場合は、これは略取誘拐罪と恐喝罪の併合でやれますので、処断刑は十五年まで参ります。その範圍内で妥当な刑が盛れるわけでございます。その必要性は必ずしもあまりないのではないかと、かように考へるわけでございます。また實際今まで起りましたこの裁判の实例を見まして、昭和二十七年、八年の裁判では一番重いのが三年でございまして、三年をこえるものが一つもないのでございまして。現状は差しつかえて困るというやうな实例もまだございせん。今度の幼児の誘拐罪、これはやはり恐喝未遂の未遂と、略取誘拐罪の併合、十五年まで刑が盛れますので、それで十分ではないかと考へております。

○中山福藏君 これは刑事法の講座の千六百四十一ページというものをごらんになると、身のしる金の要求

というのはあなたの説明に入るかどうか、こういうことなんです。これが小野清一郎氏の理論を讀んでもあなたの結論は出てこない。だから學説すらもふんばつたもので迷ひ続けているわけなんです。だから私の方の提案では営利の目的をもつてやつたものとみなすという確定的な根拠を与えたつもりなんです。それをいろいろな學説があるという事を、そうして無理に押えつけていかれるという事はいかぬがなものであるかと突は考へるのです。これはすべての學者の議論をごらん下さつても、あなたのような解釈をとつておる人もあるし、とつていない人もある。だからそういうふうな断定するということではできないのじゃないかと思ひます。それよりもむしろこれをばつて理論づけ、あるいは何人も肯定し得る立場に法律の根拠を持つていくということが、われわれのすべき事柄ではないかと突は考へておりますが、どんなものでしょうか。

○説明員（江里口清雄君） 身のしる金を要求いたしました場合に恐喝罪が成立しないというお立場……

○中山福藏君 いや、それを言うのじゃないのです。営利の目的じゃない……

○説明員（江里口清雄君） 身のしる金を要求する場合には、営利の目的にならないというのが通説でございまして。従いまして身のしる金を要求する目的をもつて略取誘拐いたしましたして、そして身のしる金を要求する段階に至らない前に逮捕されたという場合には、單純略取誘拐罪で五年までの刑しか盛れないということになる。これは中山委員御承知の通りだと思ひます。その

場合のためだけを考えますと、これは身のしる金を要求する目的をもって略取誘拐をしたという場合には営利の目的とみなすというふうな趣旨の規定があることは、これは決して反對いたしませんし、その必要性はあると思ひます。しかしその場合につきましては特別法の規定によらないで刑法の一部改正、刑法の二百二十五条の第二項に身のしる金その他の財産上不法の利益を供せしめる目的をもって、未成年者を略取したまたは誘拐した者は前項に同じというふうな規定の方がいいのではなからうか。こういうふうなことにいたしますと、満七歳未満の者もそれ以上の未成年者も身のしる金を要求する目的をもって略取誘拐したという場合全部が含まれるわけでございます。その考え方がよりよいのではないかと、かように考へております。

○中山福藏君 あなたは諸外国の立法例をごらんになったと思うのですが、これはフランスなんかでも十六とか、あるいはスペインとかいふものは七歳を上下にして分つておる。いろいろ立法例はありますが、私がまずあなたに聞きたいことは、この改正刑法の仮案というものは、私が提案した刑よりもまだ重いのですよ。これはあなたの方の理想じゃないですか、これだけ重くやるといふことは、私らが驚いておるくらい重い刑を科しておる。それより低い刑を私はここに並べたといつて、あなたがこれにこれこれ攻撃をなさるといふことは、自己撞着に陥つておるのじゃないかと考へるのです。あなた方はやはり法曹界の有力な幹部として、直接にそれに参加しておられるかどうか知りませんが、この刑法の仮案というも

の罪というものは、私の出しておる提案の法律よりも二倍くらい高い。それを出したのが私の罪が重いかどうか言われる理屈は立たないと思う。あなた方これに準拠して刑法を改正していかうとしておられる。私のその半分くらいしかないものをこれは重いじゃないか、今の刑法でまかなえるじゃないかという議論は成り立たないと思う、論理的に。それからもう一つは身のしる金云々ということはつまり刑法の二百二十四条、二百二十五条の規定からいくと、これははつきりとそれに当てはまるというところは、なかなかいろいろ疑問があるのです。ですから私はそういうけちなことを単に法務省とか最高裁判所とかというところの法律をいじくる立場にある人です。現在の社会というよりもむしろ法律をいじくって快味を感じる方々とおわれわれの立場は違ふのですから、そこには一つよく御了解願わんといかん。だから私たちは生きたる仕事をしているのです。だから私は刑法の修正案全部ここに皆さんに参考資料としてお渡している。これは私の出した提案よりも二倍くらい重くなった刑罰なんです。それるなせ反対されるのでしょうか。その論拠を一つ承わっておきたい。三年か四年か先になるのです、この刑法の改正というものは……。それまでに一体こういうことが起きたらどうするか。

もう一つついでに御参考までに申し上げておきますが、あなたは色情犯罪に関する書物を法律家としてお取り調べ下さったことと思うのですが、色情犯罪というものは世界共通の、非常に気遣いにふた行為によって法律家の一つ

の研究の対象となつておる。これをくらんださるという、大が被害はアメリカなんかの実例を見てみると、三歳、五歳、七歳です。私はこのがんなぜない子供を一つ法律の力によって守らうというのが私の考え方なんです。それは三歳や五歳の子供を手のひらに乗せて誘拐して持つていくということになれば世の中は真つ暗闇です。私にそういうことも勘案して、略取誘拐のうちにはそういう子供をむざむざに取り扱うというところは、ほかの七歳以上の子供とはこれは考え方を違わして、大人がこれを一つ処置していかなければならぬのじゃないか。こういうことかから考えているのですが、スペインの刑法ははつきりと七歳というところを現わしておる。ほかのフランスの法律なんは十六歳というところに基準を置いておるのです。こういう点を一つよく総合して御答弁をわすれたい。

○説明員(江里口清雄君) 本案の刑が仮案と同じ、あるいは仮案よりも低いというところはまことにお説の通りでございます。仮案は刑法各本案の法定刑全部を検討いたしまして修正したものでございます。で、この際全部検討して修正するのはけつこう思いますが、仮案中のこの条文だけ取って参りまして法定刑を改正するということになりますと、他の法定刑との釣り合いが不自然になるのではなからうか、かように考えるわけでございます。

それから七年未満と七年以上というのを区別する、まあ区別する立法例も外国にはあることはお説の通りだと思ひますけれども、これはわが国におきましては七歳未満の者に対する犯罪とあいのうのは、それは多いわけでもござ

いませし、特にこれを区別するといふ必要はないのじやなからうか、かように考えるわけであります。

○中山福蔵君 これを最後に一つ、もうあなたと議論はしませんがね。しかしあなたと何か言えないはずだ、あなたには……。私のをつり上げていけばあなたに合致するわけですね。これは自然でしよう。不自然でなく自然にそこいこうとしておる。だからこれは刑法の改正じゃないです。とこれだけをつまんでそうして一時まに合していかうかと、こういうくだけた私の立場なんです。こういうことにはおれなんかは最高裁判所にあるいは検察庁の最高の地位にあるのだからといううな従来の官僚主義の考え方は、さりとて一つ投げ棄てていただいて、いかにすれば世の中の児童保護ができるかというところに一つ主眼点を置いていただきたい。私も一つ在朝在野一体となつて社会全般の利益をはかるということが私どもの責任である。これは私は旧来からの考え方です。で、時代センズというものにお互いに生命を吹っ込んでいかなければならぬと私は考へておりますから、これだけ申し上げておきますが、一つ猛反省を促しておくといいことをつけ加えて私の質問を終ります。

○赤松常子君 今度突然大谷正美ちゃんがああいうふうな行状で参りまして、私どもはもとほしとほしたたのでございませうが、無事に帰ったというこの裏に刑が軽かったからという意味があるのじやないかと思ひます。ま

の世論が起つておりました、これが極刑でつたならば、子供が殺されるかもしれないし、あまり極刑でない方がいゝとかいふうな議論がいろいろございましてですね、こういう場合に子供が無事であるといふを急するのがこれが親の気持ちでございまして、社会もまたそれを望んでおるのじやないか、こういう場合に刑を重くした方がいいものか、あるいは軽くした方がいいものか、あるいはこの程度でいいものか、そこをあなたの御経験から一つ聞かせていただきたい。

○説明員(江里口清雄君) 刑を極刑といううな議論がちらほら今度の事件について聞いたわけでございしますが、もしもそのような極刑といううな法定刑がございまして、場合にによりましては誘拐された被害幼児が帰らないといううな危険性も、現在の場合よりもあるいは強いのではないかと、かように考へます。従ひまして単純な略取誘拐罪について、そういう刑はこれは考へものだと思ひます。なお、幼児に対する略取誘拐罪というものはわが国ではほとんどないのでございませう。今まではないのでございませう。略取誘拐罪で罰せられた事例は、ほとんど相当年齢に達した婦女を料理屋にだまして売り飛ばすという事、そういうところに入れるといううなことがおもてございまして。幼児につきましてはほとんど例がございませんで、従来の実績からどういう刑がいいかという点については、まだ私も確たる意見はございせんが、現在の刑の程度で單なる略取誘拐罪はいいのではなからうかとか

ように考へております。

○中山福蔵君 私もう一言つけ加えて言わしていただきたいと思います。こういう刑は犯罪が起らないからこういふものは必要じやなからうといううなことは、世界の情勢を御存じない、知つておつて知らないということになる、そういうことをおっしゃること。今日二十八、九時間スエーデンのストックホルムへ行けるという時代に、連鎖反応式にすべての犯罪というものは伝染するのだというところを私も頭に置かなければならぬ。ことに各国から映画というものが入つて、映画を見ながら日本の青少年あるいはおとながどういふ犯罪行為をやるかということ、これは新しい手口が必ず生れてくるというところを私は察知して、これに対する予防線を張るということ、これは法律家の仕事じやないかと私はこう見ておる。昔のように三年もかからなければスエーデンに行けないという時代だったら、あなたの御議論は通用する。そして向うさんの文化組織とか映画、演劇というものを入れたのできない世の中だったら、あなたのおっしゃることは、それは筋道が立つかも知れなからうと思ふ。しかし今日の世界の情勢から、あなたのようなあんなことは、私も実際に法律を取り扱つてゐる者としては、これは承知がでせぬところを考へる、どうしようか、そういうことを今お考へになつて

いるのですか、あなたの方は、これを承わつておきたい。そういうのんきなことをお考へになつておつたら、この刑法の改正というものはまだ四、五年かかりますよ。どうですか、そのへんの私はあなたの方の決意と見識を伺つておきたい。

○説明員(江里口清雄君) 中山委員のおっしゃること、まことにごもっともでございます。その点十分私たちが反省いたしました研究を続けてゆきたいと思ひます。

○委員長(成瀬清治君) 私からちよつと一言お尋ねしたいと思ひます。法制審議会ですか、そこでやっておられる改正刑法の仮案ですね。これを見ておりますと、幼児誘拐関係が非常に罪が重くなる、これは罪を重くしなければならぬのだという一つのお考えがあり、理由があつてやうなと思ひます。それでこれをどういう理由で重くしなければならぬかというその根本的な理由をお聞かせ願ひたいのが第一点、第二点としてお伺ひしたい点は、刑法全体の罪というものが全体として全部總体的に引き上げられるものかどうか。そういう場合にたとえば物に対するいわゆる財産に対する罪を重くして、人権関係、人命関係に対しては刑が軽過ぎるから、一つ人権関係的なものを引き上げようじゃないかというやうな御意見であつたと承つておりますが、そのことに關してお答え願ひたいのが第二点、第三点としてアメリカのリンダバーク大佐の子供が誘拐されて、たしかアメリカはこれに対して死刑にしたらと思ひます。誘拐されてから改正にして死刑にしたと思ひます。以後アメリカにおいてこういう極刑をやられたために、誘拐事件というやうなものも非常に減つてきたかどうか。アメリカの話でありますからあるいはそういう資料等があるにないかと思ひます。御調査になつておたら、あわせて一つ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○説明員(江里口清雄君) ただいまのお尋ねの仮案の点でございますが、仮案は昭和十五年に発表されたものでございませう。將來刑法の改正がなされれば、この方向に基いてなされるのが望ましいというところで発表されたものでございませう。大体におきまして刑は身体、生命に關する点では一般に重くなつておるといふことはいえると思ひます。その意味におきまして身体、生命に對する犯罪について國家の倫理的な考えが重く見るといふことから、さうに相なつたものというふうにするのであります。

リンダバークの愛児の誘拐事件、あれは單なる誘拐のみならず殺人も含んでおりまして、そのためあつて死刑という刑がなされたのじゃないかと思ひます。その後におきまして略取誘拐の獨立法が成立したやうでございませうが、その後におきましてあまり犯罪が減つたかどうかという点につきましては、まだ私の方でその事例を十分研究いたしておきませんので、その点はお答えいたすことができないのを遺憾といたします。

○羽仁五郎君 本案の提案者であられます中山委員の教えを請ひたいと思ひます。中山委員が、非常に多い例ではないかと思ひますが、何かの事情で幼児の實際の親がその幼児を離れた状態にあつて、さうして離れた状態を取り戻したいというふうな場合に、その親がその子を誘拐した場合などは、諸外國の例を見ますと、特にその情状が酌量されて刑罰が輕くなつておりますが、本案においてはそれらの点はどのようなふうにお考えになつておりますか。

○中山福藏君 羽仁委員のおっしゃることは、アメリカなんかの事例に、今の法律にそれが規定されてあるわけですね。その場合さういふことが日本に起ることがあつたときにはどう処理するか、こういう御質問だと思ひます。あります。この私の提案は、これをやらせたいと思ひます。第二百二十四条から二百二十七条になつておりますその内容は少しも變つていないわけですね。さうして刑だけが少し上の方に昇つてきた、これだけの關係になつてゐるわけなんです。たとえば親の場合とか何とかというところは結果から考えますと、やはりこの二百二十四条から二百二十七条までの犯罪を起したときに、親という立場に立つた人間がさういふことをした場合には、これはこの四つの事項を適用することがまゝあり得ると思ひます。しかしさういふときには、やはりこの情状酌量という法律の規定がそこに適用されて、判決の上に現れてくるのではないかと、実はさう考へております。

○羽仁五郎君 ただいまの御説明でよくわかりましたが、改正せられましたが結果、この最低限を引き上げざる場合に、おきましては、その情状酌量によりまして適用される最低限がいささか重きに失するといふことはないかどうか。

○中山福藏君 これは私よりも世界知識に明るい羽仁委員のごときでございませうから、私より以上によく御存じだと思いますが、お手元にあります各國の法律の沿革をつけてございませうから、それをあらん下さいませうと、日本の法律よりも全部重くなつております。それでさういふことから考えましても、

七才以下のがんぜない子供、こういう者は抵抗力もない、またどちらに行くかという判断力もない立場にありますから、このくらの刑をもつて臨むといふことは、これはやはりさういふ子供を保護するのにも現在のところではいいのじゃないか、臨時的な措置としてさう考へております。

○羽仁五郎君 それじや法務省の方に伺ひますが、現行刑法の幼児などをかどわした者があつたときの罪について、現在の量刑の規定の根拠はどんな点にあつて現在の量刑がなされてゐるか御説明を願ひたい。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋ねの点についてお答え申し上げます。刑法は單純誘拐罪につきましては二百二十四条で法定刑は三月以上五年以下となつております。それから略取、わいせつまたは結婚の目的をもつて略取または誘拐した者は二百二十五条で一年以上十年以下の懲役といふことになつております。裁判の實際はお手元に差し上げました略取誘拐等第一審科刑表、これについてごらん願ひたいと思ひますが、裁判所は諸般の事情を考慮いたしましてこの法定刑の範圍内で考慮する。先ほど江里口局長がおっしゃいましたやうに、當利誘拐の場合には格別にしまして、單純誘拐で、しかも身のしる金を要求する考えで誘拐したといふやうな場合には二百二十四条と刑法の恐喝罪二百四十九条とその併合罪の關係にありまして、刑の重い恐喝罪の法定刑の最高刑の一倍半といふことで処断いたしますから、結局三月以上十五年までの範圍内で實際の刑を考へるわけでございます。たとえば昭和二十七年におきまして裁判の實際、略

取誘拐罪につきましては一年以上の判決のありましたものが三件、一年未満が九件となつております。當利誘拐におきましては三年以上のものが七件、それから一年以上三年未満のものが九十一件、一年未満が八件、さういふふうになつておりました、ほかの量刑の實際と比べてみまして、むしろ執行猶予その他の点から考え合せますと、ほかの事犯よりもこの種事犯は大体重く処罰されてゐるのじゃないか、さういふふうにお考えられます。

○羽仁五郎君 現行刑法の量刑の理論上の基礎はさういふふうになつてゐるのか、これは法制局の見解をお伺ひしたい。

○政府委員(野木新一君) 現行刑法を裁判の際適用するときの裁判の量刑の方でさういふか、それとも現行法の立て方における刑の高低の方でさういふか。

○羽仁五郎君 立て方の……

○政府委員(野木新一君) 現行刑法は、御承知のやうに、明治のころできた法典でありまして、非常に慎重審議の未制定されたものであります。従いまして、刑なども公益的の犯罪、あるいは普通の財産犯罪などにおきまして、この立て方はこの立て方として一つのまとまつたものになつておるものと思ひます。もちろん、この体系に對して、これは財産的、個人的犯罪の刑を重くして、ほかの方が軽い点があるにないかといふやうな非難もあり、ことに戦時中などはさういふ点が非常に非難があつた。非難といふか、批判があつたことは承知しております。しかしながら、これはこれとして、やはり、一つの憲法上保障された各目の人権、財産権等を尊重する建前からでき

ておつて、これはこれとして一つのまとまつた体系をなしておるものと存じておる次第でございます。

○羽仁五郎君 もし現在議題になっております改正法律案のように改正した場合に、刑法の全体の体系の上にいろいろの影響が避けられないのじゃないかと思はれますが、そういう点について、法制局及び法務省の見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 刑事法の専門のことにつきましては、刑事法の専門の方を担当しておられる法務省の方の御意見に一度おまかせしまして、大体もつと広い一般法律家としての立場から考えてみますと、この改正案のようない刑法を作つたからといって、これは絶対に不可能と、あるいは刑法の根本的体系を全然はがしてしまふほど強く言えるかどうかをここで強く言はななくてよいのじゃないかとも思ひますが、しかしながら、また翻つて率直に私の感じを申し上げますと、現在の刑法の規定で、裁判所は適当に量刑していつたならば、まかなえるのではないかと、そういう気が、刑法の専門家でありせんから、多少その点はあれですが、一般法律家の立場から申しますと、どうもそういうような気がいたされるわけでありませう。

○説明員(高橋勝好君) ただいま羽仁先生からお尋ねの点、お答え申し上げます。もし、この法案通りに刑法の一部が、この法案が成立いたしますと、刑法全体に特に略取誘拐に関する条文にはかなりの手を加えなければならぬ点が出て参るわけでございます。と申しますのは、たとえば、七歳未満の者につきましての略取、身のし

る金を目的とする略取誘拐につきまして三年以上十五年と、こういうことになりまして、七歳をこえる者、それから未成年です。それから二十歳までの者につきましては、依然として一年から十年、小さい者には重いけれども、年をとつた者には軽いという問題が出て参ります。それから第二項の考え方、これは中山先生もおっしゃいましたように、刑法二百二十五条の営利誘拐罪の身のしる金を要求する場合に、これは二百二十五条に含まれるか含まれないかというところは、現在学者間にも争ひがありまして、また判例も確定しておらないところでございます。それからこの法案の第二項に規定しておりますように、刑法第二百二十五条の営利の目的をもつてするものを犯した者とみなす。ということになりますと、今度はこれを逆にしまして、刑法の方では二百二十五条の場合はどういうふうにするか。みなす規定はないから、これを逆に刑法の関係では、それは被略取者を免たり、あるいはそれを対象にして金をもうけるということだけが対象になつて、それ以外のもの、親をおどかして金を取るような者はこれに含まれないものと解すべきかというふうな解釈論も出て参りまして、かえつて裁判の運用の面から申しまして、混乱をきたすおそれはないかと、こういうふうな考えられます。そういういたしますと、やはり、この点は刑法の全般から觀察すべき事項であつて、特別法を直ちに設ける必要があるかどうかはむしろ疑問がある。やはり現行法の法定刑の範囲内におきまして、先ほども申し上げましたように、各種の条文を総合活用することによって十分その目的は

達せられるのではないかと、こういうふうに考えられますので、運用の面と、それから解釈の面、この二つを駆使することによつて、特に新たな立法は必要としない、こういうふうな考えられるのであります。

○中山福藏君 牽連してお尋ねします。これはもう、異な話を私は承わります。あなたはお若いから、もう少し私は頭がよく働くと考えておつた。大体二十才になった人間を保護するのと、意思能力のない孫の、七、八才の子供を保護するのと、どちらが手がかるか。おとなになつた者は保護が要らない。よちよち歩く子供にこそ私は一つのうば車を与へ、また父親がその揺籃を横から押すということが、これがお必要なんだ。そういうお考えをお持ちされるから、私は突におかしい考へ方を抱くのです。おとなと子供とをその適用する法律が別々になるからそれはいかんかと、こうおっしゃるが、これは女と男でも、これは婦人に対する法律、男に対する法律というものは、おのおの親族法なんかでは別々になつておる法律がたくさんあるのです。これはおとなと子供と一緒に法律を同一のものを用いていこうという考へ方は私は異論であると考えます。これが一つ。

それから、特別にこれだけを拾ひ上げて改正するというのはどんなものかという御意見であります。それならば臨時措置法というものは要らんわけですか。民事訴訟法においても、刑事訴訟法においても、一般的に改正ができない場合には、最も必要な分に対しては、臨時的に措置法をおこしに元來あなたの御議論からいけば、

民事訴訟法も刑事訴訟法も一緒にたが、これは改正するときは待つた方が適當ではないかというふうな議論になつてくる。それで私は、そういう議論も、運用の面もいろいろあるという議論もありまふけれども、これは私は論理的にこれを肯定することはできないのですが、そういう点については、やはりそういう議論を押しつかれま

○説明員(高橋勝好君) お答え申し上げます。まず第一点の未成年者と成年者を区別することに關する御非難の点であります。これは中山先生も御承知の通り、略取誘拐罪の保護法益がどこにあるかということ、學者間にも非常に議論のあるところであります。すなわち未成年者の自由を保護することとを目的とするものであるというのが第一点であります。第二点は、保護者もしくは監督者の権限を侵害するといふことがその保護法益であるといふことが第二説であります。そのいずれをとるかというところは、ほとんど學者間にもまだ定説がないと、こういうことにおつちやつたように、年のいづれに者はおおむね保護する必要がある。年端のいかない者を保護すべきだといふお考えも、確かに成立すると思ひます。しかし先ほど申し上げました被略取者の自由を保護する、その人権を保護するといふ面から考えてみますと、それを特に区別しなければならぬといふ積極的な理由も見出し得ないのでないか、こう考えられるのでござい

ます。それから第二の点の臨時措置法をそれでは必要としないではないか、この

御意見でございますが、これはやはり事實によつて、それぞれ具体的に決すべきものでありまして、必ずしも臨時措置法などは必要でないといふふうにも私も申し上げておるわけではございせん。やはり必要なるものは、どうしても必要があれば、これは臨時措置法によるべきであらうと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この種事案につきましては現行刑法の法定刑と、それから運用の實際の両面から考へ合せまして、特に特別法を設けなければその措置に不自由をきたす、人権の保護が全きを得ないという心配は今のところないのではないかと、こういうふうな考えられるのでございませう。先ほど赤松先生もおっしゃつたように、もし今度の事案で法定刑が死刑、無期といふふうなものでありますれば、一たび本人を略取もしくは誘拐したとしますと、そこで犯罪は既遂状態になりますので、かりに返したところで罪が消えるわけのものではないといふことになれば、おそらく無害には返さないのではないかといふことが考へられるのでございませう。それよりも法定刑は上は重くありましても下にやはり軽くなつていけば、運用の實際におきまして、まあそれほどのおとがめもなくなつて用が済むかもしれないと思ひまして、本人は無事に戻すといふことも考へられますので、刑を重くすることは考へられませんが、必ずしも最善の方法とは考へられないのでございませう。やはり法定刑と運用の面の両方から考へるのが一番安全ではないか、こういうふうに考へておる次第でござい

○中山福藏君 私は討論になりますか

ら、これ以上は御質問申し上げませんが、あなたのおっしゃることは、事案によつては臨時措置的な法律が必要だ。事案によるから、私は臨時措置法として出してやる。これはあなたの見識と私の見識とは、認識の相違であるといえども、その判定は皆さんにおまかせするわけですが、事案によれば、現在私は目の前に見たのです。だからこういう事案に対しては、日本に法律が欠けておるから臨時的な措置を講じなければならぬということ、は、あなたのいわれる事案に対する認識と私の認識はそう変らぬと思うので

それから自由云々ということ、子供の自由を保護するためとおっしゃるけれども、自由に手足を広げ得るところのおとなというものは、これは大體自分の常識によつてそのおとなは行動するわけでございます。しかし子供というものはこれは相當に保護してやらなければ、その自由というものは守り得ないと思ふ。私これ以上申し上げませんが、どうか一応お帰りになったら、十分考えていただきたいと思うのです。

○羽仁五郎君 先ほどの質問の続きですが、刑法の罪を重くするということ、これはなかなか重大な問題だと思ふのです。文明の進歩に伴つて刑法の罪が軽くなつていくということが、われわれの望むところであつて、刑法の罪を重くするということ、みづからわれわれ自身が現在の社会秩序を維持する能力が減退しているということ、を告白することにはならない。特にこの場合問題になりますのは、刑法の中のある罪の刑を重くすることによつ

て、やはりその類の罪の刑を重くしなければならぬという場合があるのじゃないか、ただいま議題になつております改正法律案によつて、これらの罪の刑罰が重くなつた場合に、類の罪について、やはり刑罰を重くしなければ、均衡を失する場合が生じてくるのじゃないかと思ふますが、それらの点については法務省ではどういふふうにお考えになつておりますか。御意見を伺いたいと思ひます。

○説明員(高橋勝好君) ただいま御指摘の点は、まことにごもっともだと考へます。と申しますのは、現行刑法の二百七十七条に遺棄の罪、親などが捨てた場合でございますが、これが「老幼、不具又ハ疾病ノ為メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス」さらに二百七十八条に「老幼、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ為サルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」こういうふうな規定されております。二百七十七条は保護すべき責任のない者、たとへば行旅病者が自宅に居るに於いて入つてきたという場合に、それを突き放したような場合には、一年以下の懲役、それから親、兄弟など当然めんどろをみななければならぬものが、そのめんどろをみないで突き放したという場合には、三月以上五年以下という規定されております。先ほどのこの法案に盛られております幼児誘拐などの刑と比べましても、これはあまりに輕過ぎるのじゃないか、当然その辺の改正の問題も出てくると思ひます。そのほかいろいろこれは刑法全般についての問題が出て参るわけでございます。申し上げるまで

もなく刑法が、先ほど刑事局長もおっしゃいましたように、物に対しては重く、人に対しては輕いという傾向があるわけでございますが、それらすべてをやはりこれはなるべく近いうちに再検討しなければならぬ、その際にいたしたい、こういうふうな考へるわけでございます。

○羽仁五郎君 今の御説明の終りで述べられました刑法の根本主義についての改正の必要、すなわち財産に対しては重く、人間に対しては輕いという批判があると思ふれば、それを是正しなければならぬという考へがあるといふことを述べておられますが、それについての現在政府はある程度までの成案を、お考えをお持ちなのか、あるいはそれぞれの機關においてそれらのことを研究しておられるとすれば、この研究の結果が一応まとまるといふ見込みはどうか、それらの点について伺いたいと思ひます。

○説明員(高橋勝好君) 先ほど来問題になつております刑法修正案で申し上げますと、竊盜の罪が七年以下となつております。現行法の二百三十五條では竊盜罪が十年以下となつております。これに比べて、法定刑の引き下げが行われております。そのかわり今度は、現行法の強盜罪は二年以上の有期懲役、強盜罪は五年以上の有期懲役で、強盜の方が輕く、強盜が重いといふ、その辺の改正もやはり修正案では行われておるわけでございます。やはり修正案をできるだけ生かし、あるいはこれを事務的に個々のものについて検討を続けておりますけれども、いつごろまでにどういふふうな形でできるかというところは、今私としてはちょっと

申し上げられないという事情にござります。

○羽仁五郎君 これは政務次官に伺いたのですが、ただいまお聞きのようなことでありますが、この刑法改正については今議題になつております問題以外に、いろいろの問題があるのです。仮案がなかなかその實際の具体的な問題にならないために、ただいまのような改正案の必要を痛感せられる向きもあることだと察せられるのです。政府はその刑法の根本的な改正といふことの必要をどの程度にお考えになつておられるのか。そしてまたそれについての時期の上でのお見込みといふものをどういふふうにお考えになつておられるのか御説明をお願いいたします。

○政府委員(小泉純也君) 羽仁委員にお答え申し上げますが、私も御承知のこととお察し申し上げます。この方面に對する結論が乏しいのでございまして、十分なお答えをすることが今日の場合にはできません。はなはだ申しわけないと思ひますが、ただ省内において次官や局長の諸君等から非公式ないろいろな談話の中に承つておることを私が総合いたしますと、仮案は十五年前にできたものであり、その後相當の年月がたつておる。しかし全般的に刑法改正といふものは数カ年間を要する大事業であつて、非常な困難ではあるけれども、戦後のこの大きな社会の変化その他に即応して、できるだけ早い機会に全般的な改正をしなければならぬのであるという意見は数回承つております。なおまた、今日といへどもよく刑事局長その他課長級の諸君がこの種の研究会と申しますか調査会等

おりますことも承知いたしておるところでございます。おそらく法務省としては鋭意全面的改正をすみやかにしめんとするために努力を目下続けておる最中であると私は承知いたしております。

○羽仁五郎君 これはちょっと関連して伺つておきたいのですが、本問題とは直接関連がないのですが、この刑法ではなくしてその他の法律でも改正が急がれてゐるものが幾つかあると思ふ。その中で衆議本委員会では、現行監獄法といふものが、現在の主権在民憲法以前の法律であつて、また裁判あるいは被告などについての考へ方について、もとの古い時代の考へ方に基いて作られてゐるので、人は有罪が決定するまでは無罪であるといふやうな、現在の新しい考へ方とは矛盾してゐるものが多々ある。なんぞういふゆる拘置所とそれから刑務所との本質的な差別といふものが生かされてゐないといふ点からも、監獄法の改正はきつめて急を要するものだといふふうに考へております。「その通り」と呼ぶ者あり。私の意見に対して法務担当國務相も當局が改正を急がれてゐるといふ御答弁がございましたが、これは一体いつごろ、間もなく国会に提案せられることだと、またその責任を持つておられるように思ひますが、その点についてもお見通しがあるならば、この際お答えをいただいておいた方がよろしいと思ひます。

○政府委員(小泉純也君) ただいま御指摘になりました監獄法の問題については、大臣も委員会の席上ですみやかに提出したいという意思を表明しておりますし、私が知る限りにおきまして

は、日にちを忘れましたが、最近刑務所長の会同を行ひまして、私もその席に出席をいたしておりましたが、全国の刑務所長に向ひまして大臣の訓示の中に、監獄法の改正をやるということが強調をせられ、なおまた事務次官の訓示の中にも早急に改正をしたいから、各刑務所長においても実地の経験に基づいて意見を出してもらいたいというふうな訓示があつたことは確かに記憶いたしております。なおまたこれは内輪話でございますが、御参考になると思いますが、大臣と私が大臣室で話をしておりましたときにも、大臣は、政務次官、監獄法の改正だけは自分の大任の在任中にやりたいと思つておる。自分も急がしておるから、若も一つ十分事務当局に急いで成案を得るようには督促をせられてもらいたい。大臣は非常に御熱心であるように承知いたしておりまして、私も大臣の意思に沿ひ、また羽仁委員が今御指摘になりました通り、全くこれは監獄法のごときはあまりにも時代とかけ離れていて、やがて感に深くいたしますので、すみやかなる改正を實現されなければならぬと熱願をいたしておる次第でございます。

○吉田法務省 監獄法の問題について 羽仁委員から御質問がございまして、次官から改正の意思が法務大臣初め、次官、法務省全体にあるということをお願いをしまして、大へん私もうれしく思うのであります。先般当委員会に取り上げられました刑務所内における殺人事件と申しますか、こういうものから見ましても、監獄法の改正の急務なることを証明しておると思うのであります。そこでお尋ねをいたしたいことは、改正をする、こういう方針はわかつてはありますが、改正をするについては、技術上の手続が必要であらうと思ふのでございまして、どういふ順序とそれから態勢と申しますか、改正のための委員会と申しますか、案の取りまとめがなければならぬかと思ふのですが、その点についてどういふ工合で考えられておられますか、次官として大臣から御要望があつて、これから改正案をお作りにならうというのであります。その改正の具体的な御構想を一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(小泉純也君) 全体の構想については私も先ほど羽仁先生に申し上げた通り、私自身もまだ知識が不十分でございます。そこで責任あるお答えを申し上げることができないのを遺憾と存じますが、先ほど来申します通り、大臣初め省内あげて監獄法の改正には非常な熱意を傾けて、早急な實現を目途いたしておりまして、すでに昨年十一月から幹事会を開いて、最近においてはすでに一応の要綱がごく近い機会に脱稿の見込みというところまでござつておるわけでございます。先ほど来申し上げます通り、大臣も自分の在任中にこれはぜひとも改正をしたいという意気込みを持っておられます。また省内もあげてその意思に沿つて着々準備をいたしております。ほとんど専門でこれにかかり切つてやつておる方もあるでございまして、幹事会としての意見も近く脱稿いたしますれば、正式に適當な手続がとられることとなるでございまして、お尋ねの機会にも、やはり刑罰、あるいはその人が有罪なりやいなやを決定する手続などについて進歩的な改正が同時に行われることが必要で、先ほどどなたかの御説明にもありましたように、単に刑罰を重くすることによつてのみ犯罪を防止することができないので、その刑罰の適用、あるいは有罪なりやいなやを決定する手続などについての改良といふものと相伴つて、初めて所期の効果を期待することができると思ひますので、特に今関連しまして監獄法の改正を急がれることを強く要望するのであります。先ほどの御説明の内容を別の言葉で想像しますと、少くとも次の国会くらいには提案せられようという考えであらうか、いかでですか。大臣の在任中に、もちろん現在の法務担当内務相の任期が長いということとは確信いたしますけれども、しかしそういうふうにおっしゃいますこと、またすでに新聞紙にももう半年くらい前に一応新聞記者に向つて構想を發表しておられます。そういう関係から申せば、先ほど申し上げたように、おそろく次の国会くらいには必ず御提案に相なるといふふうには了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(小泉純也君) ただいまの羽仁委員の刑罰の輕重に関する問題、その刑を決定する手続に関する御高見については、私も全くその感を同じくするものでございまして、本日の御意見は大臣にも関係事務当局にも十分に伝達をいたしたいと存じます。なおまた非常な急いで監獄法の改正をば断行したいという熱意に溢れていることに對しまして、次の国会には提出すると

いうことに解釈してよろしいかという御質問でございまして、私は本日ここに責任をもつて当局の言明とすることには、突然の御質問でございまして、では、どうかと思ひますが、私自身は大任、事務当局のいろいろな話を承つておりました。私は衆議院に提出されるものであると考えておるような次第でございまして。

○中山福藏君 ちよつといひに私も聞いておきますが、せんだつて堺の刑務所であつた藤田君が死んだといふので殺されたといふ話。だからこの看守の行動に関してはこれは織り込まなければならぬと実は考えておるので、結局その最後の場面が死んだといふので、これはそのものは泣き寝入りなんだ、葬り去られるということになる。行動の制限までも織り込んで規定されるというたゞいま御趣旨の監獄法の改正が進んでおるのかどうか、それを承わつておきたいと、さうに考えるわけでございます。

○説明員(高橋勝好君) ただいまのお尋ねの点について私が、先ほど政務次官から幹事会の一員としてタツチいたしました限度について申し上げたいと思ひます。看守が囚人を取り扱うにつきまして、こういうふうな心がまえでなければならぬという点は、強くその要綱の中にうたわれてございまして、個々の行動を規定するにつぎましては、いろいろこまかい点に觸れますので、それらはすべて政令に譲りたい、こういうふうな構想のもとに作業を進めておるのでございまして。大体さう

いう状態になっております。

○中山福藏君 この人の生命に関することは、政令に譲るというわけは至當なものじゃないかと実は考えられるのですが、それはやはり生命に関する事柄でも、なんでもございまして、政令に織り込まれますか。それを一つ承わつておきたい。

○説明員(高橋勝好君) 私がただいま申し上げました点は、一般行刑の職務に従事する者としては、かくかくの心がまえでなければならぬと、こういうふうな点を申し上げたのでございまして、事生命にかかわる、こうなつて参りますと、これは當然法律事項にならうかと、さう考えております。

○羽仁五郎君 先ほどの政務次官のお答で満足するものであります。現行監獄法というものは、實際先ほど申し上げましたように、その人が有罪と決定するまでは無罪であるという觀念とは全く矛盾している、あるいはそれらの点について認識の不足をそのまゝ現わしてゐるのでありますから、現行法に對しても、現在の監獄法のようなものは一日も存続すべきものではないと考へますので、どうか先ほど御説明下さいましたような御趣旨で、その提案を急がれたいということを重ねて要望して、私の質問を終ります。

○委員長(成瀬博治君) 中山委員にお尋ねしますが、この七歳とここに規定してあるのです。法務当局や何かの御説明によりますと、他国の例はたとへばニューヨークの方は十六歳とか、あるいはドイツは十八歳、フランスは十六歳といふことになつていて、私は一つの反對の法務当局の方の理由になつ

ておると思います。先生が七歳と区切られた理由をお聞かせ願いたい。と申しますのは今申しましたようなこと、あるいは住友令嬢はたしか十二歳か十三歳だと思ふのです。ですからその理由を一つお聞かせ願いたいと思ふのです。あわせて法務当局に、資料をお出しになっておるのですが、もし、この資料に懲役何年というふうなことの分類がございしますが、これが七歳以下と七歳以上というものの、もし資料でこれがわかれば、あわせて一つ御説明願うと参考になると思ふます。

○中山福藏君 これはごもっともな御意見だと思ふます。それでこれは御承知の通り私がお手元にお配り申し上げた外国立法例をごらん下さいませといふと、ニューヨーク州の州刑法典では満十六歳未満というに年齢がここにうたわれておる。フランスの方でも十六歳未満ということになっております。スペインが七歳未満ということにこれは取り扱つておる。それからインド刑法の方を見てもありますという、十四歳未満の男子云々ということがあります。また同時にドイツの方では十八歳云々というふうなこともここに出ているようです。こういうふうな各国で年齢の差はございしますが、私は独立した日本人として、これは外国の立法例を参照するということは少しも差しつかえないこととありますけれども、独立した国民性を勘案し、並びに現在の社会風俗上の事柄をすべてに静かに検討してみても、現在の日本社会におけるところの児童の擁護にはどういふふうな年齢を基準にしてこの保護の規定というものを作つたらいいかというのを考えてみますと、これはや

はりスペインの立法例になつた方が一番いいと、こういうことは私は落ちてきた。それ以上の十八歳とか十六歳とか十七歳とかいふ年齢になれば、相当分別もつくのです。たとえばそのおつちゃんとして申しますか、そういうものが押しかけてきても、おれはお前さんと一緒にいかんというふうな手を振つてつき放すことができると思ふ、しかし七歳以下の子供は私はそれができないと見ておるわけですね。そこでやはり私はスペイン流に一方に独立した国民として一個の見識を持つて私はそこに基準を置くということが最も妥当だと、こういう信念のもとにこの七歳以下ということをやつた次第でございます。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお母ねの点でございますが、先ほどお手元に差し上げました略取誘拐事件のほとんどが當利誘拐でございます。當利誘拐は結局本人を売り飛ばし、そうしてそれによつて利を得るということになつておりますので、七歳以下というふうなものはほとんどあり得ないのじゃないか、その具体的な問題につきまして、今ちょっと調べる方法はございませぬ。なお、二、三判決の写しなどがありますものにつぎましては、これを克明に探せば出て参ると思ひますが、たとえば先ほど御指摘の住友令嬢の事件は、あれは十二歳と八カ月の婦人として、もう一人の人がやはり十三歳の女子大の付属学校におつた子供であります。そういうふうな判決がありますものはわかりませんが、全般的にこれを調査してお答え申し上げるということは非常にむづかしいのじゃないかと思ふのであります。

○中山福藏君 これは未成年者は現在のこの刑法の規定でいける。これはもう法務省がおつしやる通りでございます。しかし私がここで一つ申し上げなければならぬことは、私どもは政府からいただいた法律案で満足なものはいつもない。これをほじくつていけば全部これは反対する。現在内閣からお出しになる法律案というものが一つもこれにはなるほどという法律はないのです。しかし未完成なところ、世の中の進歩というものは向うに見えてくる。だから一々われわれの出したものにけちをつけられるということは、あなたの方の法律案というものを、私どもは忍びがたきを忍んで法だけ協力をしたのです。議員の立て法だから、しかも私は完全に近いと考えておるのです。そういうところにわけのわからん私は理屈をつけられることは、はなはだ討論にわたるようですけれども、まことに不快千万である事柄であると思はれておるのです。もう少し一つ御反省を促したいのです。私は政府案に対しては全部不安を持つております。幾らでも質問はできるのです、やろうと思ふならば。そういうしうしうしうの世の中から少しでもよくならうということに、私どもはあがいておるのですから、それを一つくみ取つていただかなければ、これは問題にならん。

○委員長(成瀬権治君) ちよつと速記をとめて。
午後五時三十二分速記中止
午後六時四分速記開始
○委員長(成瀬権治君) 速記を起して下さい。
本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。
○吉田法晴君 炭鉱の不況と苦況は御承知の通りで、数多くの炭鉱がつぶれ、賃金債権のはか多くの債権が何の保護もなく放置されて参つておりますが、従来の炭鉱に残つておりました前時代的な感覚が、最近の不況、苦況時代と関連して炭鉱地帯あるいは炭鉱市町村において暴力団の横行、暴力団の利用を頻発させて、はなはだしきに至つては権利擁護のための訴訟の提起を裁判所でもって暴力で撤回せしめんとするやうな事態を起したり、日本刀を振り回して人権の擁護が押えられ、事態が頻発しておりますので、人権擁護と裁判警察行政の公正なる運営に常に関心を払つてこられた当委員会において、その著しい例として飯井炭鉱、小倉炭鉱に関連して起りました暴力事件について裁判警察行政の運営等に関する調査の一環として取り上げることをご提案を申し上げ、皆さんの御賛成を御願いいたします。

○委員長(成瀬権治君) ただいま吉田委員より提案されました事件につきまして、この事件を本委員会として取り上げることに御異議ありませんか。
○委員長(成瀬権治君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。つきましては適當な機会に議題として調査することいたします。

○委員長(成瀬権治君) 次に檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち、売春対策に関する件を議題にいたしました。本件について御質疑のおありの方は御発言を願います。

○市川房枝君 家庭局長にちよつとお伺いを申し上げたいのですが、売春業者つまり全国性病予防自治会という赤線業者の全国的組織がございまして、これは局長よく御存じと思ひますが、その金が売春等処罰法に反対することを目的として、女たちの実態調査あるいは特飲業の実態調査なるものをすることを決定をして、今調査に着手しておるわけでありまして、その調査は家庭局の事務官をしておられました村田氏が業者に働きかけて業者をくどいて承知させたものと実は聞いております。費用は業者から約五百万円を集めて、そして調査の主体は村田氏を中心となつて、ほかに二、三名の学者の方々が協力されておるといふわけでございます。

この問題に関連して実は二つお伺いしたいと思ひますが、それはさういふ一つの政治問題といひますか、法案を阻止するといふことをむしろ目的とするやうな調査を、最高裁の家庭局の事務官がそれを取り上げてやるということと自身どういふふうにお考えになつて、公務員としてさういふことも差しつかえないといふことであるかもしつかえないけれども、法的にはまあ差しつかえないとしても、公務員という立場から、さういふ問題にタッチすることについての家庭局長の御意見を一つ伺いたいと思ひます。

それからもう一つは、業者の費用において調査をする。そして目的が今申し上げましたやうな法案を阻止するといふ立場、そしてその調査についてはこれは先般の衆議院の法務委員会において売春等処罰法案の参考人の意見の開陳がありましたときに、業者の一番

の中心人物であります、いわゆる理事長であります。鈴木氏が出席をして、学者による調査が今行われておるから、その結果を国会の議員の方々にも提供して御参考に残りたいと思つてゐるというこゝをはつきりと開陳されておりますが、そういう調査というものの信頼性といふますが、学者の名において行われるそういう調査というものが、非常に公正なものであり得るかどうかといふことについて私どもは実は疑問に思ふわけであります。が、家庭局長はその点どういふふうにお考えになつておるのでありましようか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 市川委員の御質問につきまして、最高裁判所といたしましては、かような調査に關係したことはございませんので詳しいことはわかりませんが、ただ市川房枝先生からこの問題につきましてお尋ねを受けたので、あわせて村田事務員にお尋ねていろいろ聞き及んだことを申し上げてみたいと思います。お尋ねのようない自治会があること、これはこの問題が国会において取り上げられてから知りましたのであります。またこの自治会が學者のグループに調査をさせたことも同様このたび聞き及びましたけれども、村田君は個人としてこの調査にタッチしておるので、もちろん最高裁判所の事務官としてタッチしておるのではないということを引きつゝ申しておりまゝです。私もかりに村田事務官が家庭局の一員として事務官としてかようなことにタッチしておるならば、私の命令か、あるいは課長の命令か、少くとも私の耳には入っていないければならぬといはずでございますが、それを私存に上げないくらいであります。さような

村田君の主張によりますと、個人として調査を受けた。しかもその調査が全く学問的なもので、それは亮春等処罰法に關する法案の成立を阻止するといふような意圖で自分は調査に携わつたのじやない、こういうふうにはつきり言つてゐるのです。そうするとそれを政治活動といふふうには考へるのかと思ふ。亮春業者の側からはまさしく政治的な意圖でさうな調査を依頼されたのかもしれないが、村田君個人としては、さうな調査には協力することに出来なかつた、政治的な目的を持てないとするならば、それは一向差支つかないといふふうには考へる。しかしながらいろいろお伺いしてゐますと、さうに業者の新聞にもいろいろ載つてゐる、それでまた阻止するといふことを目的としてゐる、といふことは村田君自身がはつきりわかつておつたのだと、その政治活動の一環として調査をやるといふようなことになり、これはやはり公務員としての行動としては違法もしくは不道徳なさいがある、私は考へます。

○委員長(成瀬權治君) あなたはさうすると主観的に、本人個人がこれにさういふ意思はなかつたのだといふ、さういふ主観的なことを非常に尊重して、今現にいろいろなことをよくお聞きになつておつて、村田個人でやつたのだ、これはあくまでも公務員の政治活動ではない、こゝういふふうには今でもお考へになるのか、あるいは他のいろいろなことをお聞きになつて客観的に本人は何と言つておつた、これは少し行き過ぎた行為である、こゝういふふうにお考へになつてゐるのか、また目下調査中だといふおつたのか。私は調査中

だと言ふならば、この間衆議院であつた問題になつていながら、私は少しあなたの責任が何といひましようか、職務怠慢と実は思ふのですが、どうなんでしょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) その点につきましても、私どもの方におきましてこれは最高裁判所の職員としてやつたのではないといふことをきつて主張しました。私もそれを確信しておりましたので、さういふようなことを答へたのでありまして、その行動が別の観点から政治活動になる、そしてその政治活動が公務員法に違反するといふような問題につきましても、私さういふことを観念をはつきりさせて調査したておりませんので、そこで私はこゝで明確な答へがでないと申し上げたわけでありまして、

○委員長(成瀬權治君) 最高裁じや一體さういふ問題が起きたときにだれが調査するのだ。その問題についてはだれが適當な措置といひますか、さういふふうなことはだれが一休するののか。

○説明員(宇田川潤四郎君) この問題につきましても、何分にも現在村田君が人事局の所管でございまして、人事局の方で村田君の問題については調査をすることを、私自身も人事局長に伝えておられますし、またさうな調査が行われておると思つております。

○赤松常子君 私先ほどから局長のお言葉を聞けば聞くほどとても悲しく残念に思ふ次第でございまして。この問題が国会で取り上げられましたのはこの十九日でございますが、衆議院の最後の法務委員会でございます、大へん一同が然とした次第でございまして。この亮春法を阻止する魔の手がどういふところに入り込んでゐるのか、ほんとうに予想もつかないようなところに魔の手が延びてゐた。第一には衆議院の法務専門員室にも理事長の娘さんが入つてゐた、これもまあびっくりしたことでした。その次に私どもは最高裁は少くとも公平であり中正であり、今社会によりどころのない、悪が惡で通らない、白を黒と言ひくするもの、あそこだけは正しいことは正しいと認めてもらえるところであらうといふその国民の期待を持つてゐる最高裁の中に、さういふまじらわしい美名のもとに業者を利するやうな運動が行われてゐたといふことは、まことに私どもはがく然としたことでございまして。それが十九日に公然と国会で取り上げられたのでございまして。その後この最高裁の何と申しましようか、權威にかかると思ふやうなことに對しまして、このくもりをぬくやうとか、あるいは真相をはつきりさせようとかいふ努力をなされてゐなかつたといふことを私はまことに今聞きまして、委員長のお言われたやうに一体どういふ神経を持つておいでになるのであらうかと憤慨する次第でございまして、課が違つたといふ、この問題に對しましてはつきりと真相調査をしようとなさる

御意思は今に持つておいでにならないのでございまいましようか、最高裁のくもりをぬくやうな努力をなさろうとなさらないのでございまいましようか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 赤松委員のお尋ねについて村田安雄君がさうな調査をしたことによりまして、最高裁の裁判さういふものにもまだお疑いを起したといふ点については、私ども非常な責任を感じますが、しかしながら最高裁判所の立場あるいは裁判といふものが非常に公正であるといふ、またさういふやうな調査と關係があつてそれによつて最高裁判所の裁判所その他の行動についてお疑いを持たれるといふことは、私どもいたしましては非常に残念に思ふ次第でございまして。せひさういふやうな誤解は解いていただきたいのであります。かるがゆゑに私といたしましては責任を感じまして、村田君の今度の問題につきましても最高裁の仕事として村田君がさうな調査をしたといふことになつては、これは最高裁判所の名譽のために遺憾だと思ひまして私は非常にさういふ糾問したのであります。その結果私はもちろんこの調査については存じませんが、まあいろいろな角度から見ても最高裁判所の仕事として、家庭局の仕事としてこの調査をやつたものではないといふことがわかつたので、まあ非常に安堵したやうな次第であります。さうなことで最高裁判所の名譽、また權威のためにもと思ひまして、この最高裁の仕事でないといふ点に重點を置いていろいろ調査をいたしました。本人の追求といふのもさういふところによりまして、先ほど申し上げたやうな結論に達したやうな

次第で、なお先ほど申しましたやうに、現在人事局の方でこの問題については調査をいたしておりますので、いましばらくお待ちを願ひたいと思つてゐます。私個人といたしましてはいろいろな角度からこの問題について調査しておりますけれども、結局やはり人事局で調査いたしますことがすべてにおいて公平だと思ひますので、私ども人事局にまかしておるやうな次第でございまして。

○赤松常子君 私時間もないので簡潔にお尋ねいたしますが、村田さんばかりでございませぬが、興信新聞——業者の新聞の記事によりますと、一月二十二日に全国代表者会議を東京で開いておられます。その出席者名簿の中に第一課長河野さん、第二課長河野さんとおられます。第一課長河野さんと書いてございませぬが、これはどういふ資格で御出席になつたのでしょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) この問題は実はこの調査について市川委員から個人的に申しますか、初め電話でお尋ねがあり、それから市川先生とその後お目にかかつてお話しした際に、その新聞を見せられて初めて河野課長がその会合に出席しておることを聞いて驚いたわけなんです。そこで私さういふ河野課長に尋ねました。ところが村田君の勤めもあつたかも知れませんが、そのころはよく記憶はないけれども、學者のグループ、これは學校が同期だった、それから司法官試験の時代に同期だったといふことで、まあ行つてみよといふことであつたから行つた、それは非常に遺憾に思つて、この河野課長は非常にふだん慎重な人なので、大体さういふ所に行くときには私どもに

も話があるのでありますが、その際はそういうことがなかった、まあ問題が売春調査がございしますが、その中に扶養の問題があるので非常に興味が深いというふうなことで行つたと、こう申しております。この点につきましてはこれをいざなつた先生からも聞きまして、それからその通りだということ、私も非常に遺憾だと思ひましたけれども、まあそれを了承したような次第であります。

○赤松常子君 ふらふらと行かれたということ、全く私驚くことが次々と起るので、私はほんとうにびっくりするのでございしますが、いやしくも業者の全国大会に何が協議され何が目的とされておるかということも、大体常識があればわかるのですが、それが家庭局第一課長という名刺を持つてふらふらいらつしやるということは、まことに不謹慎きわまると思ふのでございします。河野課長は今も現職にいらつしやるのでございしましょうか。その後、一月二十二日のことでございしますが、あなたがお知りになつたのは七月十九日までお知りにならなかつたのでございましょうか、その間河野さんも業者を利するような行動をなすつたことなどでございしましょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 河野課長はこの会合に出席したきりでございまして、また河野課長は調査が業者から金が出たなどと全く存じないで、売春の調査というふうなことに非常に興味をもつたので、また業者から会合に出てくれるかどうかというふうなことで行つたそうです。ところが行つてみたら、まるでお客さん扱いにされたというのでびっくりしたようなこと

で、その後先生、この調査を全く存じないわけで、どういふふうに進行しているかも、この間私聞きましたら存じないのだというふうに申しておるくらいでございしますから、その後河野課長が、これ以後この調査に関係しているということはございしません。また河野課長は、現在私のところにおられますので、私よく存じておりますが、全くこの調査に関係している様子はございしません。なおその出席した日は土曜だそうでありまして、私その後だそうでございまして、私そのような関係でなおさら本人としては知らなかつたのじやないかと思ひます。

○委員長(成瀬幡治君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬幡治君) 速記を起して下さい。

○赤松常子君 この事件につきましては、適当な時期に適当な関係者と呼んでもっと糾明したいと存じます。さようなお取り計らい願ひます。

○委員長(成瀬幡治君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十九分散会

七月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(衆)(予備審査のため)の付託は七月十八日)